

## 主 文

本件再審請求を棄却する。

## 理 由

再審の請求をするには、刑訴規則二八三条の規定に従い、再審請求の趣意書に原決定の謄本、証拠書類および証拠物を添えて、これを管轄裁判所に差し出すべきものである。しかるに、本件再審請求は、単にその趣意書を差し出しているに過ぎないから、法令上の方式に違反するものである。

よつて、刑訴法四四六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四三年一一月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	大	隅	健一郎
裁判官	入	江	俊郎
裁判官	長	部	謹吾
裁判官	松	田	二郎
裁判官	岩	田	誠